

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県立図書館（以下「当館」という。）では、「一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくり」を実現するため、県民の「知」の拠点として資料の収集や貸出等のサービスなどのほかレファレンスサービスの充実に取り組んでいる。とりわけ、未来を担う子供たちの探究型学習や主体的な学びを後押しするため、令和4年7月に「ひろしま子どもサイエンスライブラリー」を開設するとともに、その関連イベントを実施するなどの取り組みを通じて、青少年を中心とした一層の利用促進を目指しているところである。

令和5年度、これまでの取り組みにとらわれない民間事業者の発想により、利用者登録や利用者の増加を図るため、利用促進につながる活動について事業者からの提案を受け、業務を委託する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 予算額

1,014千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和5年5月16日（火） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和5年5月18日（木） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和5年5月19日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県立図書館総務課

イ 提案書提出期限

令和5年5月23日（火） 午後5時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

次のとおり実施する。ただし、全提案件数が5件を超えた場合には、プレゼンテーション、ヒアリング実施前にあらかじめ審査を行い、5件以内を選定する場合がある。

ア 実施場所 広島県立図書館

イ 実施日時 令和5年5月25日の別に指定する時間

ウ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

エ 実施時間 1提案者当たり30分（プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度）

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に

掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 電子データの保存等に関する申出書

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県立図書館に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和5年5月30日までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和5年5月31日までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり。

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用 適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 契約書（案）
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 電子データの保存等に関する申出書
- 評価基準
- 公募型プロポーザル提案書作成要領
- その他 []

【問い合わせ先】

広島県立図書館総務課 担当 坂根

電話 082-241-4970